

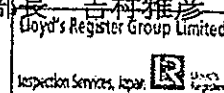


〒220-6010
 横浜市西区みなとみらい 2-3-1
 クイーンズタワー A 10F
 電話: 045-682-5271 FAX: 045-682-5253

W04953961号-4

日本原燃株式会社 殿

2018年3月12日
 ロイド・レジスター・グループ・リミテッド
 インスペクションサービス 事業部長 吉村雅彦



2017年度 第2回定期監査 報告書 (その4) 再処理事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4-108
監査名	2017年度 第2回定期監査
監査対象部門	(その4) 再処理事業部
監査場所	日本原燃株式会社 再処理事務所 及び 事務本館
監査実施日	2018年1月23日～1月26日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

2. 2017年度 第2回 定期監査の視点

2.1 背景及びこれまでの状況

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、LRと記す）は、日本原燃（株）（以下、JNFLと記す）に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施して参りました。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策（以下、「改善策」と記す）」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン（以下、「アクションプラン」と記す）」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当てると共に、各部門の日常的な品質保証活動が「改善策」の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきました。

その結果、「アクションプラン」及び「改善策」の成果を反映した日常業務活動、品質マネジメントシステム（以下、QMSと記す）の対応状況等、監査対象である個々の活動は

風化・形骸化することなく定着し、自律的改善が展開されている状況より、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨の評価を行いました。

一方、2016年度の第3回保安検査結果に対する原子力規制委員会からの報告徴収命令により、JNFLが経営の最重要課題として位置づけた、全社をあげての迅速かつ確実な是正措置等の実行と継続的な改善活動の推進に取り組んでいるさなか、今年度の第2回保安検査で顕在化した新たな諸問題に対して事業者対応方針が策定され、原子力規制庁に提出された状況に鑑み、LRはこの事態を念頭に監査に臨むことにしました。

2.2 2017年度 第2回定期監査の対応方針

今回の監査は、全体的には前回監査の実施項目を踏襲し、JNFLの各受審部署において、日常業務（品質目標として取り上げられた主な活動）が、効率的・効果的に実行されているか否かをプロセス監査により確認することを主要な視点とし、また、保安活動が継続的に改善されている状況や、これまでの監査においてQMSに係る活動と位置付けた「マネジメントレビュー」、「不適合管理の取り組み状況」及び「内部監査の実施状況」についても引続き監査対象としました。

更に、QMSの有効性の改善として、業務プロセスの単純化・簡素化に対する取り組みを監査視点として追加しました。

以上の対応方針を基に、2017年度 第2回定期監査の実施項目を表1に示します。

表1 2017年度 第2回定期監査の実施項目

	監査実施項目	監査対象
(1)	日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況	○
(2)	保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況	○
(3)	マネジメントレビューの実施状況	○
(4)	不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況	○
(5)	内部監査の実施状況	○
(6)	その他(教育・訓練の状況等)	○

なお、再処理事業部においては、前回までの監査結果で観察事項があったので、フォローアップの対象としました。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成しますが、実地監査(現場監査を含む)を主体に行いました。但し、監査実施項目の中で事前査読が必要な特段の文書があれば、事務局経由で送付して頂き、文書監査の対象に組み入れるものとしました。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものです。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととしました。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、PDCA展開状況の評価を行うものです。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部署によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなります。従って、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力しました。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておく必要があります。今回の監査では、下記を監査基準としました。

- ◆JNFL 全社品質保証計画書及び下位の社内標準類
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示しました。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定しました。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めました。

7. 監査結果

再処理事業部に対する監査実施項目は、上記2.2項表1に示した通りであり、このたびの被監査部署は8部署でした。

監査結果を添付1に、今回の監査における提言事項を添付2に、良好事例を添付3に、そして、監査日程と出席者を添付4に示します。

総合所見は、下記の通りです。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場면을観察したという一面を表したものですが、大綱的には実態を捉えていると考えられます。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めました。時間の制約範囲において、2.2項の表1の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」及び「観察事項」は観察されませんでした。なお、11件の「提言事項」を提起しましたので、詳

細については添付2 (提言事項) をご参照下さい。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCA を展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組みの構築が進められています。こうした気運の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる4件の「良好事例」を添付3に示しました。さらなる自律的改善が図られている事例としてご参照下さい。

7.3 監査実施項目に対する個別所見

(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況

品質目標からサンプリングした日常業務への取組みについては、監査対象としたすべての部署において当初の計画(具体的方策、達成指標、完了期限等)を明確にして実行され、その結果に対する上期末時点での実績評価が行われていることを確認しました。一部、品質目標の主要活動に対する実施したことのエビデンスのあり方や、達成度の表現方法等に対して提言事項を提起しましたが、全般的には品質目標で取り上げられた活動に対しては、健全なPDCAサイクルの下で適切に展開されており、懸念する事象は観察されません。

(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況

保安活動の一端として実施中の、報告徴収命令に係る是正活動としての職場ディスカッション、事業者対応方針に基づく職場ディスカッション、保安検査における指摘事項への対応等については、監査対象としたいずれの部署もやるべきことが適切に実行されている状況を確認しました。特段の懸念される事象は観察されません。

(3) マネジメントレビューの実施状況

マネジメントレビューの事務局部門が今回監査の対象には含まれていないので、第2回マネジメントレビューのアウトプットでの社長指示を受けた部署における対応状況を監査した結果、事業者対応方針に基づく職場ディスカッションが実施され、気づき事項又は改善策等が成果としてまとめられていることを確認しました。

(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況

発生させた不適合事象に対しては「判断フロー」に基づく不適合レベルの判定を経て不適合処理票が起票され、処置(不適合の除去)、処置後の再検証、是正処置要否判断、是正処置等が適切に実施されていることを確認しました。
また、発生した不適合処理の停滞を防止するために進捗管理表等が活用されていることから、不適合管理全般において特段の懸念する事象は観察されません。

(5) 内部監査の実施状況

内部監査の実施部門は今回監査の対象にはないので、2017年度内部監査においてコメントが提起された部署の対応状況を監査しましたが、概ね適切に対応されていることを確認しました。なお、一部、現時点で具体的な改善活動に至っていない事例がありましたが、内部監査で提起されたコメントに対しては可能な限り、タイムリーに対処されることが期待されます。

(6) その他

①教育・訓練については、年度計画に基づいた各種教育並びに職場ディスカッションによる啓蒙教育が行われ、その結果が教育訓練実施報告書としてまとめられていることを確認しました。また、作業安全課が実施した協力会社に対する教育は、良好な外部コミュニケーションの維持に寄与する活動のひとつと捉えることができます。

一方、個人毎の力量評価表がまとめられておりますが、教育・訓練ニーズを明確にする観点で、同評価表の有効活用について提言しました。

②業務プロセスの単純化・簡素化の状況については、社内ルールとしての細則や要領等の一部サンプリングし、そのルールに基づいて業務を行う立場の視点で閲覧しましたが、業務手順・手続きが簡潔に表現されていること、並びに、業務フローシートや使用すべき様式等が整然と盛り込まれていることで、全体的に規定された内容が理解しやすく、間違いが生じにくい構成であるとの印象を持ちました。

なお、人材育成グループにおいては、業務規程が確立されていない状況を踏まえ、業務遂行ルールの標準化を提起しました。

(7) 前回監査での観察事項のフォローアップ

前回監査において、再処理計画部 計画グループに1件の観察事項を提起しましたが、適切に処置されていることを確認しました。

8. 終わりに

今回の定期監査は、基本的には2017年度第1回の監査実施項目を踏襲したもので、品質目標から抽出した日常業務における実行・実践状況、保安活動の継続的な改善状況、マネジメントレビューや内部監査の実施状況、並びに不適合管理の状況等を中心にそれぞれの活動を監査しましたが、初めて定期監査を受審した耐震技術課、警備課及び総括グループを含め、7部署共にひとつひとつのテーマに対して真摯に向き合い、関係者が一丸となって継続的な改善活動に取り組んでいる状況を観察することができました。

特に、保安検査での指摘事項に端を発した報告徴収命令に基づく報告書への対応、並びに事業者対応方針に基づく対応等は、優先順位を上げて全社大活動として継続的に取り組んでいる課題であり、継続的に緊張感を持って取り組んでいるとの印象を持ちました。

一方、具体的な問題点として顕在化したものではないものの、以下の点については毎回の定期監査で感じることであり、この機会にご留意頂くことによって、効率的でメリハリの利いた業務展開になるものと思われまます。

①品質目標達成活動においては、いずれの部署も数多くの活動項目が提起され、上半期の実績が詳細に亘ってまとめられておりますが、その整理に相当の負担感を覚えるものと推測されます。活動内容はさることながら、品質目標達成活動の関心事は達成度であることを踏まえれば、半期毎の実績評価は、計画どおりなのか、あるいは遅れがあるのかに絞り込んだまとめ方で、一義的には活動目的の大半が果たされていると捉えることができます。そうすることでとりまとめの負担感は大きく軽減され、その上で、遅れがある場合にその理由と挽回策について関係者が共有できるようにしておけば、上長のフォローに費やす時間の短縮にも貢献します。

そのためには、“誰が”、“何を”、“いつまでに”は勿論のこと、特に“どの程度まで” 実行するのかを計画段階で明らかにしておく、つまり活動内容を明確にしておくことによって、実績評価の際に細かな実施内容を記述する必要はないとの考え方です。

②上記①に関連し、品質目標の管理項目に定常業務の範疇のものが含まれているように見受けられます。そのために全体としての活動項目数が膨大になり、それらすべてを同じ管理レベルで評価しなければならないことが負担になっているのではないのでしょうか。

定常業務の大半が、決められたルールに基づいて淡々と仕事を消化することで目的が達せられるものなので、目標管理の対象でなくとも進捗するものですが、品質目標は達成することを前提とした挑戦的な要素が含まれた活動なので、適時、達成度や進捗度が評価の対象となり、それが故に、計画をあいまいにしたのでは達成度や進捗度の評価ができるものではありません。その観点で、品質目標とそれ以外の日常業務計画とで管理レベルを分けることによって効率的な業務展開が実現できるものと思われま

終わりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(W04953961号-0)に記載しますので、ご参照下さい。

以上

2017 年度 第 2 回定期監査結果

(再処理事業部)

被監査組織ごとの監査結果を記載しました。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応しています。
尚、監査実施日欄に記載の「T」又は「H」は、当該監査結果のとりまとめ監査員 のイニシャルです。

2017年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	共用施設部 廃棄物管理課	
監査実施日	2018年 1月23日	T
<p>(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <p>◆品質目標(文書①)の“保安検査での指摘ゼロ”活動として、自らが気づき、改善していく体質改善等をテーマにしたディスカッションがグループ毎に実施され、ワークアウトは最優先業務であることを認識して取り組む等の結論が文書②にまとめられています。なお、すべての課員が漏れなく受講している状況(文書③)より、廃棄物管理課として全員参加の活動であることが明らかです。</p>		(参照文書・記録等)
<p>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</p> <p>◆保安検査での指摘事項に対する是正処置として、廃棄物管理課が策定した「全体計画書」(文書④)並びにF施設の「アクションプラン」(文書⑤)に基づき、「管理細則」(文書⑥)に樹脂製リフトの使用や含水率の管理基準等が定められました。その後の保安検査において同細則の説明が行われ、指摘事項に対する処置が完了している状況(文書⑦)を確認しました。 なお、添付3の良好事例1を参照下さい。</p>		
<p>(3) マネジメントレビューの実施状況</p> <p>マネジメントレビューの事務局ではないので監査対象外としました。</p>		
<p>(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況</p> <p>◆発生した不適合(含む気づき)については、「管理表」(文書⑧)を活用することで処理状況が把握されており、不適合管理が適切であることを確認しました。</p> <p>◆“ダケへのこみ”に対しては、処置(要補修)を決定し、是正処置の要否決定等、一連の不適合手続きが適切に行われていることを文書⑨により確認しました。尚、処置については、当該品のへこみ箇所に対するリクエストによって異常がないことが確認され(文書⑩)、最終的には補修不要との判断が行われ、不適合処理が完結しております。</p>		
<p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>◆2017年度の内部監査で提起された気づき事項“不適合処理状況管理表の計画時承認日の空欄が目立つ”(文書⑪)に対しては、承認日を記入することが徹底されていることを文書⑫によって確認しました。</p>		
<p>(6) その他(教育訓練の状況、業務プロセスの簡素化・単純化の状況)</p> <p>◆「管理表」(文書⑬)により2017年度の教育計画が明確になっており、一例として“危険物予防規程に基づく高圧ガス保安教育”が実施されていることを「報告書」(文書⑭)により確認しました。</p> <p>◆業務プロセスの簡素化・単純化の観点で「管理細則」(文書⑮)を閲覧しましたが、「業務フロー」(文書⑯)は、他部署との関連や業務の流れが理解し易いレベルで簡潔にまとめられています。なお、添付2の提言事項1を参照下さい。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>ひとつひとつの活動について、やるべきことや目指すものが的確に認識されており、その実行・実践状況が容易に判別できる管理レベルの事象が随所に観察されました。総じて良好です。</p>		

2017年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	設備保全部 機械保全課	
監査実施日	2018年 1月23日	H
<p>(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆報告徴収命令に対する報告事項の対応を品質目標(文書①)に展開し、報告書読み合わせ・ディスカッション、工事監理の要領書の読み合わせ等を毎月継続的に実施し報告書(文書②)等にまとめています。 ◆業務管理リスト(文書③)で課内の個人目標を集約・進捗表示、解決すべき課題を懸案事項欄にまとめて課内で共有し、部長に報告しています。 ◆一方、品質目標達成状況管理表(文書④)により品質目標の達成状況を把握し、課内グループミーティングで共有し、フォローがしやすくなった等、鋭意取り組んでいます。 なお、添付2の改善提言2を参照下さい。 ◆品質目標として、ヒューマンエラー発生0件を掲げ、リスク評価、労働安全に着目したリスクアセスメントを協力会社と連携して実施して要領書に反映(文書⑤)し目標達成の成果を上げています。 <p>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆上記(1)を参照下さい。 <p>(3) マネジメントレビューの実施状況</p> <p>機械保全課はマネジメントレビューの事務局ではないので、監査対象外としました。</p> <p>(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ウォークダウンで事業部内に大量の気付き事項がCAP会合に提出されて閉塞するのを事前に整理するため、塗膜部分剥離等の軽微な気付き事項の事例集を作成配布して軽微な事案は当部で処理を引き取り、より重要な不適合事案の検討にCAP会合の時間を掛けることになったとの成果を上げていました。 なお、添付3の良好事例2を参照下さい。 ◆不適合2件の事例をMERCポンプ取り換え事例(文書⑥)及び不適合処理票(計画用)(文書⑦)、不適合処置業務計画書(報告用)(文書⑧)により説明を受け、規定(文書⑨)に従い適切に運用されていることを確認しました。 <p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>2017年度事業部の内部監査を12月に受け、指摘無しであるため今回の監査対象外としました。</p> <p>(6) その他(力量評価、教育訓練の状況等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆力量評価表、教育訓練実施報告書が共有データフォルダで運用されている(文書⑩)ことを確認しました。力量評価表は現時点が既に必要力量水準を満たしていることを評価しています。将来のより高い水準への課題は示されていませんでした。 なお、添付2の提言事項3を参照下さい。 	<p align="center">(参照文書・記録等)</p>	
<p>(第三者監査所見)</p> <p>サンプリングした範囲において、問題点は観察されませんでした。報告徴収命令に対する報告事項の対応に注力し、着実に進捗し成果を上げていると見受けられます。</p>		

2017年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	土木建築部 耐震技術課	
監査実施日	2018年 1月23日	T
<p>(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ “補正書作成の助勢” に対しては、「チェックシート」(文書①)に基づくダブルチェックを経て、審査会合資料の「安定性評価について」(文書②)がとりまとめられました。なお、添付2の提言事項4を参照下さい。 ◆ “設工認申請書作成” に対しては、「マニュアル」(文書③)に基づいた業務フローに沿って手続きが行われており、関係部署との調整(文書④)や、設工認申請に係る教育(文書⑤)の受講者が従事していることが明確です。 ◆ 設工認申請資料の「計算書」(文書⑥)については、「図書チェックシート」(文書⑦)に基づき、作成部署と審査部署それぞれのダブルチェックを経てまとめられています。また、上記の「計算書」には評価結果に対する根拠が明記されており、客観的なチェックに大いに役立つものと捉えることができます。なお、添付3の良好事例3を参照下さい。 		(参照文書・記録等)
<p>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 報告徴収命令に係る是正処置として、2回/年のディスカッションが計画され、計画どおりにフォローが行われていることを聴取しました。 ◆ 事業者対応方針に基づき、体質改善と事業部大の計画に基づく職場ディスカッションを行うことにし、10月以降、毎月継続的に実施されてことを「教育記録」(文書⑧)により確認しました。なお、添付2の提言事項5を参照下さい。 		
<p>(3) マネジメントレビューの実施状況 マネジメントレビューの事務局ではないので、監査対象外としました。</p>		
<p>(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 過去1年間での耐震技術課に起因する不適合の発生事象はありません。 ◆ 耐震技術課の主要業務である設工認申請書類のとりまとめにおいて、書類上のミスが発生を未然に防止すべく、上記(1)に記載のチェックシート(文書①)が活用されていることを確認しました。 		
<p>(5) 内部監査の実施状況 内部監査の実施部署ではなく、且つ、2017年度の事業部内部監査においてコメントが提起されていないので監査対象外としました。</p>		
<p>(6) その他(教育訓練及び力量管理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 個人別に文書⑨によって力量項目/到達目標/計画時の力量レベルが明確にされており、現時点で力量向上を目的とした改めての教育ニーズがないことを聴取しました。 		
<p>(第三者監査所見) 主要業務である土木建築物に対する設計プロセスが的確な管理状態にあること、並びに報告徴収命令や事業者対応方針に基づく全社大の諸活動に真摯に取り組んでいる状況から、全体的に良好な管理レベルの下で業務が遂行されていると見受けられます。</p>		

2017年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	核物質管理部 警備課	
監査実施日	2018年 1月24日	T
<p>(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <p>◆ “ヒューマンエラー防止活動”においては、毎週開催の課会で再処理事業部管理細則等(文書①)の読み合わせを行い、事業部として要求された基準に対する理解を深める活動が実施された旨を聴取しました。 なお、添付2の提言事項6を参照下さい。</p> <p>◆ 上記活動との関連で、「管理細則」(文書②)等の改正版についても課会で周知されていることを文書③により確認しました。 なお、添付2の提言事項7を参照下さい。</p> <p>◆ 各種細則については、社員のみならず、協力会社(警備会社)に対してメール(文書④)に関連資料を添付し、改正内容を伝達していることを確認しました。</p> <p>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</p> <p>担当業務において直接的な保安活動の対象が無いので監査対象外としました。</p> <p>(3) マネジメントレビューの実施状況</p> <p>マネジメントレビューの事務局ではないので監査対象外としました。</p> <p>(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況</p> <p>◆ 警備課が管理する保全区域境界のフェンスに腐食が発生した事象に対しては、文書⑤に基づいてレベルDと判定され「不適合処理票」(文書⑥)が起票されました。以降、発生事象に対する処置が決定され、腐食フェンスの撤去と新しいフェンスの設置工事等が整齊と進捗していることを上記処理票及び文書⑦等により確認しました。なお、処置完了予定が2017年11月に設定されており、現時点においてフォローが継続中です。</p> <p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>◆ 2017年度の事業部内部監査において要望事項及び気づき事項が提起(文書⑧)されましたが、現在、是正処置に対応中であることを聴取しました。指摘を受けたことに対しては、タイミングを逸することなく、可能な限り迅速に対処することを期待します。</p> <p>(6) その他(業務プロセスの簡素化・単純化の状況)</p> <p>◆ 業務プロセスの簡素化・単純化の観点で、「管理細則」(文書②)を閲覧しましたが、各種手続きや業務手順のひとつひとつが短文でまとめられており、第一印象として洗練されたまとめ方になっている印象を受けました。また、出入管理対象(警備所、手続き所、並びに周辺監視区域毎の門扉名)が明確であり、巡視点検記録等の各種様式や出入管理業務に係る体制表等が適切に整備されている等、全体的に、この細則に基づいて実務を行う警備員にとって理解がし易いまとめ方になっているとの印象を持ちました。</p> <p>(次頁に続きます)</p>		<p>(参照文書・記録等)</p>

<p><現場監査></p> <p>◆現場立入に先立ち、協力会社による日常の警備結果として、設備異常の有無、警報日誌、勤務者一覧等が文書⑨によりまとめられていることを確認しました。</p> <p>なお、協力会社については、毎年1回、委託仕様書の定めに従って業務を行っていることの確認がなされ、その結果は文書⑩で明確になっています。</p> <p>◆「<input type="text"/>」において、「<input type="text"/>」における警備員の動作を初め、X線透過監視装置による荷物チェックの状況等が適切に行われていることを確認しました。</p> <p>◆警備員のA氏に対して、不審者に対する警備員としての行動についてインタビューしましたが、行動手順の説明が的確に行われ、管理レベルの高さが感じられました。</p> <p>◆<input type="text"/>で警備業務に従事中の警備員の氏名(T氏)を聴き取り、同氏の名前が「警備員名簿」(文書⑪)に登録されていることを確認しました。</p> <p>なお、添付3の良好事例4を参照下さい。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>一般的に品質マネジメントシステムが馴染まない職種であるが故に、品質目標に関連の提言事項が提起されましたが、本来業務に関してはルールが明確に定められており、それに基づいて実施した業務実績が記録として残されている等、適切な管理レベルであることが確認できました。</p>	

2017年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理計画部 人材育成グループ	
監査実施日	2018年 1月24日	H
<p>(1) 日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆品質目標 (文書①) の展開に際して「品質目標の達成状況 (再処理計画部人材育成 G) 」 (文書②) を作成して業務を展開、実施していました。 ◆報告徴収命令に対する報告書について、報告書読み合わせ・ディスカッションを目標に掲げて実施し成果を教育訓練実施報告書 (文書③) にまとめています。 ◆人材育成に係わり、設工認に対応するニーズと現有人的資源との整合を取るべく取り組んでいます。 <p>(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等) が継続的に改善されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆再処理計画部として保安教育を受けていますが、これは人材育成 G として現場に対する理解を深め、業務の効果的な展開に寄与していると考えられます。 <p>(3) マネジメントレビューの実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆マネジメントレビューのアウトプット (文書④) で指示された結果を受けて、(1) の活動について実施していることを確認しました。 <p>(4) 不適合管理 (進捗管理等) の取り組み状況</p> <p>当 G は不適合管理の事務局部門でなく、該当する不適合も無いことから、監査対象外としました。</p> <p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>内部監査対象外のため今回の監査の対象外としました。</p> <p>(6) その他 (教育訓練の状況等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人材育成 G 要員の階層ごとの必要な業務遂行力量レベルを人材育成 G 到達目標 (文書⑤) で規定し、教育計画・実績を要員育成カリキュラム (文書⑥) で力量レベルの維持管理をしていました。要員は必要なレベルを維持しておりレベルアップの教育訓練計画作成していないとの説明でした。 <p>(7) その他 (業務プロセスの単純化・簡素化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆人材育成 G の担当業務に係る業務ルールについては改めて制定しているものではなく、担当者交代の際に引き継ぎ書によって業務を受け継いで運営していました。 <p>なお、添付 2 の提言事項 8 を参照下さい。</p>		<p>(参照文書・記録等)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>サンプリングした範囲において、問題点は観察されませんでした。事業部内の職場風土の改善を課題と捉えて取り組まれており成果が期待されます。また、自部門の業務のコミュニケーションについて管理シート等で工夫して進めており、効果を上げていると見受けられました。</p>		

2017年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	エンジニアリングセンター 総括グループ	
監査実施日	2018年 1月25日	H
<p>(1) 日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <p>◆品質目標 (期中変更5) (文書①)、上半期実施状況結果 (文書②) により日常業務が適切に展開され実施されていることを確認しました。</p> <p>◆報告徴収命令に対する報告書に係るディスカッションを目標に掲げて実施し、業務目標を見える化・共有化して相互支援する方策、コミュニケーションの重要性等を議論して教育訓練実施報告書 (文書③) にまとめています。</p> <p>◆業務目標、個人業務目標は、管理項目名をキーワードとして品質目標と対応しています。個人別業務目標の決め方は上司との面談によって共有化されており、(文書④) コミュニケーションの手段にもなっています。</p> <p>なお、添付2の提言事項9を参照下さい。</p>		(参照文書・記録等)
<p>(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等) が継続的に改善されている状況</p> <p>◆保安活動の直接部門ではありませんが保安教育を受講し、業務に役立てています。保安規定に基づいて実施する業務に関して、エンジニアリングセンターの各部門の保安に関する記録 (文書⑤) をとりまとめて、年1回資料センターに保管していること、直近では2017年5月に実施したことを聴取しました。</p>		
<p>(3) マネジメントレビューの実施状況</p> <p>◆マネジメントレビューアウトプットの指示に対応して、報告徴収命令に対する事業部取組み方針に係るディスカッションを実施しています。</p>		
<p>(4) 不適合管理 (進捗管理等) の取り組み状況</p> <p>◆総括G発生の不適合は有りません。センター全体の不適合管理実施状況を不適合管理表システムにより監視し、エンジニアリングセンター推進会議 (毎月) で報告しています。進捗が遅れた場合は、不適合管理表システムから警告表示が出て処置する仕組みとしており確実な管理が期待できます。</p>		
<p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>◆2017年度内部監査 (文書⑥) では、気付1件を受けましたが、気付事項管理表 (文書⑦) に登録して適切に管理していました。</p>		
<p>(6) その他 (教育訓練の状況、力量評価の状況等)</p> <p>◆保安教育、資格維持に必要な教育については計画・実施管理がシステム化され (文書⑧)、見落としの無いように管理されています。</p> <p>◆力量評価に関しては期初の評定と期末の実績評定 (文書⑨) により力量維持を図っています。一方、要員のレベルアップの計画が見当らず、計画を作成して管理下で実施していくことが望まれます。</p> <p>なお、添付2の提言事項10を参照下さい。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>サンプリングした範囲において、問題点は発見されませんでした。不適合管理システムの運用、保安に関する記録の保管管理取り纏め等の地道な業務をシステム化等で効率よく取り組んでいました。</p>		

2017年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	安全管理部 作業安全課	
監査実施日	2018年 1月25日	T
<p>(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <p>◆“法令遵守”活動においては、作業安全課が事務局となって毎月、安全指導員パトロールを実施しており、その結果は「実施報告書」(文書①)で重点確認項目、実施者、並びに指摘事項等が明確になっています。また、指摘事項に対しては担当部署が適宜改善を行い、作業安全課が処置状況を確認していることが文書②により明確です。なお、添付2の良好事例4及び添付3の提言事項11を参照下さい。</p> <p>◆管理職によるTPMパトロールが毎週行われており、その活動状況が実績として文書③にまとめられています。パトロール結果は「一覧表」(文書④)に集約されており、指摘内容と処置状況並びに結果がまとめられ、安全衛生委員会において報告(文書⑤)されています。</p>		(参照文書・記録等)
<p>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</p> <p>直近の保安検査での指摘事項が無いので監査対象外としました。</p>		
<p>(3) マネジメントレビューの実施状況</p> <p>マネジメントレビューの事務局ではないので監査対象外としました。</p>		
<p>(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況</p> <p>◆第3回保安検査において、化学物質被災時対応訓練に係る報告書への指摘を受けた事象に対して「不適合処置票」(文書⑥)が起票され、応急処置、処置に対する再検証、是正処置判断まで進捗していることを、同処置票並びに「管理表」(文書⑦)により確認しました。引き続き是正処置に着手する旨を聴取しました。</p>		
<p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>◆2017年9月5日に事業部の内部監査を受審し、要望事項2件(法手続き計画・実績一覧表の記載内容の適正化、他)及び気づき事項1件が提起されました。要望事項に対しては文書⑧及び文書⑨により、適切な対応が行われていることを確認しました。</p>		
<p>(6) その他(教育訓練の状況、業務プロセスの簡素化・単純化の状況)</p> <p>◆2017年6月の「労働衛生教育」(文書⑩)、同年12月の「安全取扱技術講座」(文書⑪)等、新入社員又は協力会社に対する安全衛生教育が適宜実施されていることを確認しました。</p> <p>◆「管理細則」(文書⑫)を閲覧しましたが、作業全般に係る事項等が比較的短文で簡潔にまとめられ、また、“ヘルメットの扱いについて”、“ヘルメットのチェックポイント”、“空気呼吸器の点検の保管の方法”等、要素毎に分類した編集形態は、この細則を遵守しなければならない要員にとって理解し易いまとめ方になっているとの印象を持ちました。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>作業安全課は、安全パトロールや安全衛生に係る啓蒙教育や各種訓練等を通じて、再処理事業部の作業現場における安全確保に精力的な活動を展開している状況が確認できました。改めての懸念する事象は観察されませんでした。</p>		

2017年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

前回コメントのフォローアップ

対象部署	再処理計画部 計画グループ
実施日	2018年 1月 25日
概要、及び概略所見	<p><前回コメント（観察事項）の内容> 新規制基準に関する再処理事業／廃棄物管理事業変更許可申請書の補正書作成マニュアルの教育結果については、教育訓練実施報告書が実施記録としてとりまとめられているが、実施日時欄に「メールによる周知」と記載されているものの、当該メールとの関連付けが容易ではないので実施日が特定できない。同報告書は教育記録として位置づけられる大切な文書なので、実施日時そのものを記載する等、何らかの改善が必要。</p> <p><フォローアップの状況> 観察事項に対する処置方針として、当該メールの送信日を教育訓練実施報告書の実施日時欄に記入することに決定し、その決定に基づいてメール送信日である「2016年12月27日」が教育実施日として同報告書に追記されたことを確認しました。</p> <p>以上の処置を以ってフォローアップを完了しました。</p> <p>なお、計画Gに対しては提言事項（不適合処置の迅速化）を1件提起していましたが、フォローアップの対象ではないものの、これについても適切に処置されていることを確認しました。</p>

監査における
提言事項

・提言事項は、今後のより優れた運用を期待して参考提言する
ものです。採否については、被監査部署に一任されます。

<提言事項>

1	業務フローと管理細則との関連付け
関連部門	共用施設部 廃棄物管理課
文書管理の観点より、「雑固体払出業務フロー」に管理細則の名称、又は文書番号を明記することで、同細則の一部であることが容易に分かるようにしては如何でしょうか。	
2	目標の達成度進捗管理
関連部門	設備保全部 機械保全課
目標項目の達成進捗度の表現が達成と未達のみになっていますが、途中段階の完成度表現(途中、%、A/B/C等)を工夫することで状況が把握しやすくなり管理が容易になると考えられますので、表現の工夫をされることを提言します。	
3	力量管理の改善
関連部門	設備保全部 機械保全課
現在の力量評価の表現について、組織のあるべき力量と現時点の力量を比較して不足分を教育訓練で補充する関連性を持たせることにより、現時点の教育の過不足や切迫度、将来仕事量が増えた時のマンパワーの必要量等を見通す根拠となると考えられます。力量評価表が有効に利用できるよう更なる工夫の検討を提言します。	
4	品質目標実施計画書の用語の明確化
関連部門	土木建築部 耐震技術課
原子力規制委員会に提出する補正書のとりまとめは再処理計画部が主体的に行い、耐震技術課はその“助勢”を行うことが品質目標達成活動の実施計画に記述されていますが、“助勢”は耐震技術課の役割を示すものなので、次年度の品質目標に助勢することを取り上げる場合は、“助勢”の内容・具体的方策を示すことをご検討下さい。	
5	教育実施報告書の受講者欄の記載について
関連部門	土木建築部 耐震技術課
事業者対応方針に基づく課内ディスカッション結果をまとめた「教育訓練実施報告書(2017.12.26実施分)」において、受講者欄に当日は東京駐在の6名の氏名もまとめて記載されていますが、当該報告書は教育の都度に作成された内容になっているので、教育実施日に出席していない6名(後日、自主的に資料を熟読させる展開教育の対象)は、別途の教育実施報告書で記録することをご検討下さい。	
6	品質目標管理項目に対するエビデンスの整備
関連部門	核物質管理部 警備課
品質目標達成活動で掲げられた管理項目に対しては、可能な限り実施したことのエビデンスを残すことにしては如何でしょうか。	

7	課会議事録のタイトル付け
関連部門	核物質管理部 警備課
<p>課会が開催される都度、議事録がまとめられており、その行為は評価に値しますが、現状、この議事録にタイトルが無い状態なので、これを明記されては如何でしょうか。</p>	

8	業務規程の制定
関連部門	再処理計画部 人材育成グループ
<p>前任者の業務引き継ぎ書に基づいて業務を遂行しており、基本となる業務遂行に係る規定文書はないとの説明でした。共有の業務規程集を作ってプロセスの相互関係を明らかにし、経験や教訓を落とし込むことが、一層の業務改善、成果の事業部展開につながると考えられます。</p>	

9	品質目標の達成度進捗管理
関連部門	エンジニアリングセンター 総括グループ
<p>目標項目の達成進捗度の表現が達成と未達のみになっていますが、途中段階の完成度表現(途中、%、A/B/C等)を工夫することで状況が把握しやすくなり管理が容易になると考えられますので、表現の工夫をされることを提言します。</p>	

10	力量管理の改善
関連部門	エンジニアリングセンター 総括グループ
<p>現在の力量評価の表現について、組織のあるべき力量と現時点の力量を比較して不足分を教育訓練で補充する関連性を持たせることにより、現時点の教育の過不足や切迫度、将来仕事量が増えた時のマンパワーの必要量等を見通す根拠となると考えられます。力量評価表が有効に利用できるよう更なる工夫の検討を提言します。</p>	

11	安全指導員パトロールの重点確認項目について
関連部門	安全管理部 作業安全課
<p>安全指導員パトロールは、4Sの状況、保護具の装着、化学物質の管理状況等、4つの重点確認項目に注力して行われていますが、現場の状況に応じて、これら以外の確認項目を念頭にパトロールを行うことがあります。その場合は、それをパトロール実施前に明確にした上で実施報告書に明記することについてご検討下さい。そうすることによって、安全指導員パトロールにメリハリが付き、活動の形骸化防止に寄与すると思われれます。</p>	

監査における 良好事例

「自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察しました。その中でも、特に印象深く、他部署にとっても参考となる内容を「良好事例」として記載しました。

＜良好事例＞

1	廃棄物保管容器への浸水管理の強化
関連部門	共用施設部 廃棄物管理課
廃棄物保管容器内に浸み込む水に対しては、樹脂製ライナー採用による水分侵入の低減策のみならず、新たに測定することにした含水率を管理指標としての設定により、水に対する管理が強化されました。	

2	CAP 会合の効率化
関連部門	設備保全部 機械保全課
ウォークダウンで事業部内に大量の気付き事項が上げられる混乱の未然防止のため、塗膜部分剥離等の軽微な気付き事項の事例集を作成配布して当部で処理を引き取ることとし、より重要な不適合の検討に CAP 会合の時間を掛ける成果を上げていました。これは全体最適を目指す良好事例と言えます。	

3	地震応答計算書における評価根拠の明確化
関連部門	土木建築部 耐震技術課
事業許可申請に係る審査会合資料の「ガラス固化体受入れ建屋の地震応答計算書」に、評価結果の根拠が明記されており、同資料に対する信頼性の高さが感じられます。	

4	安全パトロールによる地道且つ継続的な改善活動
関連部門	安全管理部 作業安全課
作業安全課が事務局としての安全指導員パトロール及び巡回パトロールが定着しており、作業現場における不具合事象が顕在化され、それらがひとつひとつ改善されています。このような地道な活動を継続することが、現場における作業員全員の安全に対する感性の更なる向上に寄与するものと思われます。	

2017年度 第2回第三者定期監査出席者(再処理事業部)

月	日	曜日	時刻		時間	被監査部門	被監査部署	出席者	実施場所
			自	至					
1	23	火	9:30	9:55	0:25	再処理事業部	全被監査部署		H2 B1-C 会議室
			10:05	11:35	1:30		廃棄物管理課		
			13:10	14:40	1:30		機械保全課		
			15:00	16:20	1:20		耐震技術課		
	24	水	9:20	11:25	2:05		警備課		H1 401 会議室
			13:20	15:00	1:40		人材育成 G		H2 B1-C 会議室
			25	木	9:30		9:50		

1	25	木	10:20	11:50	1:30	再処理 事業部	総括 G		H2 B1-C 会議室		
			13:10	14:30	1:20		作業安全課		H1 2F 会議室		
	26	金	15:00	16:00	1:00		全被監査部署				H2 B1-C 会議室

